

同和問題を扱った図書の購入勧誘 電話がかかかってきませんか

突然に電話がかかり「今回〇〇〇〇という、同和問題を扱った内容の本を出版したので、あなたの会社でぜひ購入していただきたい」といったようなことはありませんか。近年、町内でもこのような事例が発生しています。

えせ同和行為

同和問題の解決に努力していないのに、あたかも努力しているように装い、図書購入の勧誘などや図書を予告なしに送付してくるなどの行為を、えせ同和行為と呼びます。

えせ（似非）とは「似ているが、実は本物ではないこと」（広辞苑）という意味を持っています。

えせ同和行為は、同和問題はこわい問題であるとの意識が、現在でもなお根深く残っていることに乗じて、同和問題を口実としたり、悪用して不当・不法な要求をすることや行為などをするをいいます。

このようなえせ同和行為を認めることは、同和問題の課題解決のため長い間にわたっての努力を無にすることになります。

図書などの物品購入の強要がトップ

同和関係図書や資料の押し売り、同和問題研究会開催の強要、講師の幹旋あつかい、交通事故の示談引き受けなど、いろいろな事例があります。図書などの物品購入の強要の事例がたいへん多く、全体の半分にもなるようです。

電話で図書などの購入要求があつて、購入の必要がない場合の対応について

○勧誘の電話に対しては「必要ありません」と明確に拒否すること。

○「同業他社の多くが協賛し

ている。こちらの主義・主張に反対するのか。今回1回限りで結構だ」などと強引に要求されても、ついその場しのぎに要求に応じたり、あやふやな返事をしないで、「きっぱり拒否」しましょう。

○「国民的な課題だ。研修が不十分だ。社員教育に必要だろう」などと言われたら、「法務局に申し出て、今後どうすべきか法務局の指導を仰ぎたい」と伝え、法務局に連絡しましょう。

○えせ同和行為の対応窓口

ご相談をお受けしております。
 鳥取地方法務局米子支局
 ☎0859-22-6161
 大山町人権交流センター
 ☎0859-54-2286

図書などが送り返されてきた場合の対応

返送する場合

※宅配などの配達票などをコピーして保管しておく。

保管する場合

※送付された日時、部数を記録して、担当者を決めて保管する。

■開封前の返送

開封する前に、当方の宛て名記入部分に「受取拒否」と明記し、押印して返送する。

■開封後の返送

購入拒否の意思表示を相手側に明確（内容証明郵便か配達証明郵便）に伝えたいうえで返送する。

- ①送られてきた日から14日間保管し、その間に送付者が引き取らない場合は、送付者の返還請求権がなくなり、自由に処分できる。
- ②購入拒否の明確な意思表示（引き取りの要求）を通知した場合は、7日間で送付者の返還請求権がなくなり処分できる。
- ③文書によって購入拒否をする場合は、要件のみ簡潔に書き、内容証明郵便か配達証明郵便で通知する。

